

横浜市生活環境の保全等に関する 条例の改正について

平成24年8月

横浜市環境創造局環境保全部

- ※ 規則、指針及び指導基準等については現時点の案をお示しします。
- ※ アンダーラインは、今回の改正による追加・変更等の部分です。

目次

| | | | |
|---|-----------------|-------|----|
| 1 | 条例の概要 | ・ ・ ・ | 3 |
| 2 | 条例及び施行規則の改正について | ・ ・ ・ | 7 |
| 3 | 施行規則別表の改正について | ・ ・ ・ | 28 |
| 4 | 指針の改正について | ・ ・ ・ | 32 |
| 5 | 指導基準等の改正について | ・ ・ ・ | 33 |
| 6 | 改正後の手続について | ・ ・ ・ | 34 |
| 7 | 改正に関するご案内 | ・ ・ ・ | 39 |

1 - 1 環境保全部所管の主な環境関係法令

大気汚染防止法

悪臭防止法

水質汚濁防止法

騒音規制法

振動規制法

ダイオキシン類対策特別措置法

下水道法

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

土壌汚染対策法

横浜市生活環境の保全等に関する条例

横浜市下水道条例

1-2 条例の目的及び内容

『横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）』

（目的）

事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全する（第1条）。

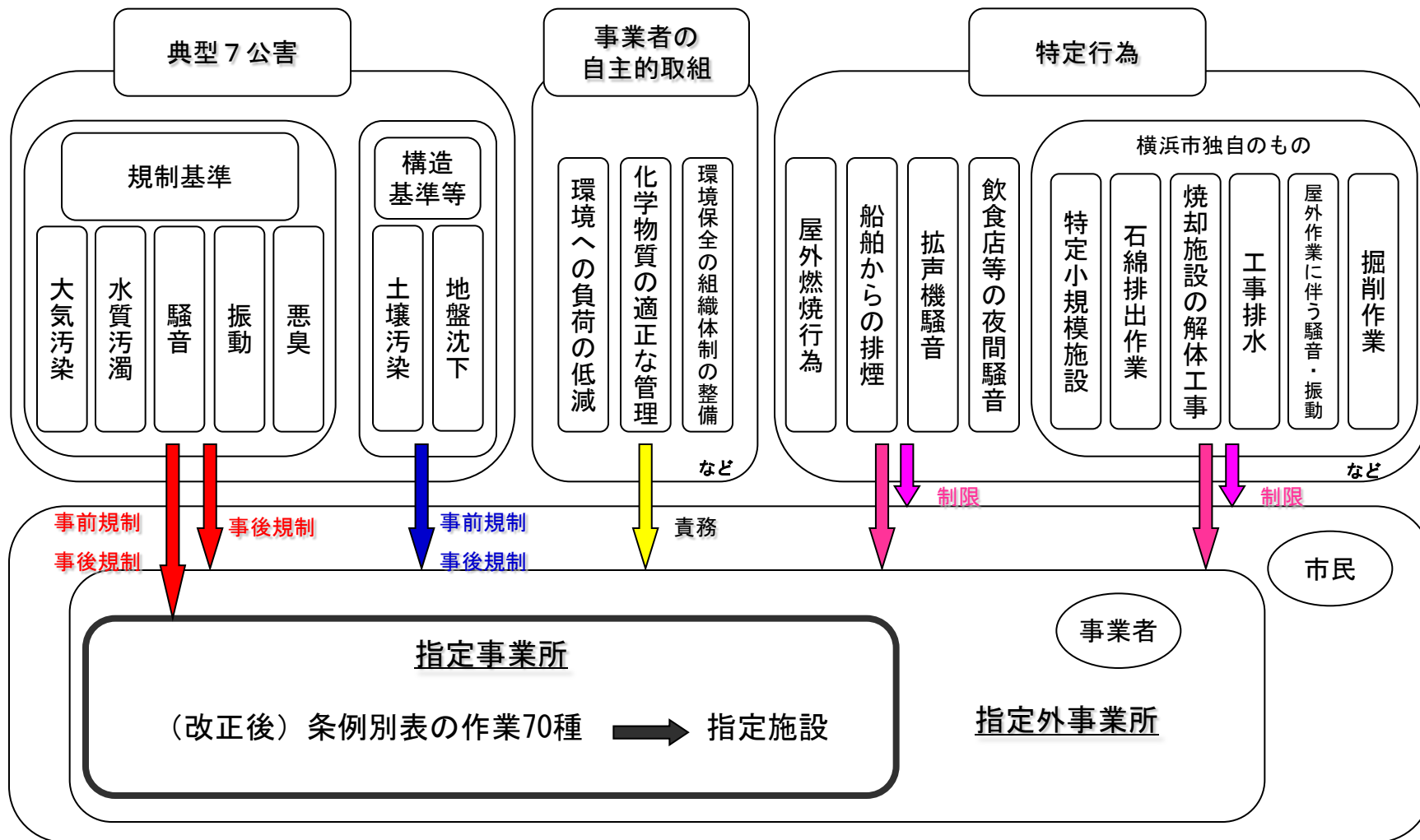
（内容）

事業所を原因とする大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下、土壌汚染などの従来型の公害問題に加え、人の活動に起因する環境に加えられる影響や地球温暖化問題などをはじめとする様々な環境問題についても対象にし、本市や事業者、市民の責務を定める。

条例の構成

| | | | |
|-----|--------------------|-------|--------------------|
| 第1章 | 総則 | 第9章の2 | 建築物の建築に係る環境への負荷の低減 |
| 第2章 | 指定事業所の設置等の手続等 | 第10章 | 地球環境の保全 |
| 第3章 | 事業所における公害の防止 | 第11章 | 日常生活における環境の保全 |
| 第4章 | 指定事業所等に対する命令等 | 第12章 | 非常時の措置 |
| 第5章 | 事業所における環境への負荷の低減等 | 第13章 | 環境保全協定の締結 |
| 第6章 | 特定行為の制限等 | 第14章 | 雑則 |
| 第7章 | 地下水、土壌及び地盤環境の保全 | 第15章 | 罰則 |
| 第8章 | 特定行為等に係る公害の防止 | | |
| 第9章 | 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減 | | |

1-3 条例の規制対象



1-4 条例の沿革

| | | |
|-------|--------------------|----|
| 昭和26年 | 神奈川県事業場公害防止条例 | 公布 |
| 昭和46年 | 神奈川県公害防止条例 | 公布 |
| 昭和53年 | 神奈川県公害防止条例（全面改正） | 公布 |
| 平成10年 | 神奈川県生活環境の保全等に関する条例 | 公布 |



県条例で規定されている部分に、横浜市独自の取組（要綱等）を盛り込んだ新たな条例を策定。

| | | |
|----------|-------------------|----|
| 平成14年12月 | 横浜市生活環境の保全等に関する条例 | 公布 |
| 平成15年4月 | 横浜市生活環境の保全等に関する条例 | 施行 |

（平成23年7月 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（一部改正） 公布）

平成24年2月 横浜市生活環境の保全等に関する条例（一部改正） 公布
平成24年10月 横浜市生活環境の保全等に関する条例（一部改正） 施行予定

○ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の改正との整合等を図るもの

- ・ 指定事業所の手続等の簡素・合理化
- ・ 化学物質の自主管理の推進
- ・ 他法令の規制との関係整理等
- ・ 屋外燃焼行為の制限の見直し
- ・ その他の改正

○ 土壌汚染対策法改正に伴うもの（別紙「資料2」を参照）

2-1 定義について

条例第2条（定義）

| | |
|--|---|
| <p>排水指定物質</p> | <p>人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（規則第5条の2） → <u>1,4-ジオキサン</u>の1物質を追加します。</p> |
| <p><u>地下浸透禁止物質</u> （旧「特定有害物質」）</p> | <p>排水指定物質のうち地下に浸透することにより人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものその他の規則で定める物（規則第5条の3） → <u>1,4-ジオキサン</u>、<u>塩化ビニルモノマー</u>及び<u>トランス体の1,2-ジクロロエチレン</u>の3物質を追加します。</p> |
| <p><u>特定有害物質</u> （旧「土壤汚染有害物質」）</p> | <p>土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定める物質（土壤汚染対策法第2条第1項） → 規制対象物質については変更ありません。</p> |

- 水質汚濁防止法の改正に伴うもので、施行規則別表第11の排水基準、別表第15の地下水浄化基準についても改正があります。

2-1 排水指定物質、地下浸透禁止物質、特定有害物質

| |
|---|
| ◎●○ カドミウム及びその化合物 |
| ◎●○ シアン化合物 |
| ◎●○ 有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。) |
| ◎●○ 鉛及びその化合物 |
| ◎●○ クロム及びその化合物 ※ ¹ |
| ◎●○ 砒素及びその化合物 |
| ◎●○ 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 ※ ² |
| ◎●○ ポリ塩化ビフェニル |
| ◎●○ トリクロロエチレン |
| ◎●○ テトラクロロエチレン |
| ◎●○ ジクロロメタン |
| ◎●○ 四塩化炭素 |
| ◎●○ 1,2-ジクロロエタン |
| ◎●○ 1,1-ジクロロエチレン |
| ◎ ○ シス-1,2-ジクロロエチレン※ ³ |
| ◎●○ 1,1,1-トリクロロエタン |
| ◎●○ 1,1,2-トリクロロエタン |
| ◎●○ 1,3-ジクロロプロペン |
| ◎●○ チウラム |
| ◎●○ シマジン |

| |
|--------------------------------------|
| ◎●○ チオベンカルブ |
| ◎●○ ベンゼン |
| ◎●○ セレン及びその化合物 |
| ◎●○ ほう素及びその化合物 |
| ◎●○ ふっ素及びその化合物 |
| ◎● アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 |
| ◎● ダイオキシン類 |
| ◎ フェノール類 |
| ◎ 銅及びその化合物 |
| ◎ 亜鉛及びその化合物 |
| ◎ 鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。） |
| ◎ マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。） |
| ◎ ニッケル及びその化合物 |
| ◎● <u>1,4-ジオキサン</u> |
| ● <u>1,2-ジクロロエチレン</u> ※ ³ |
| ● <u>塩化ビニルモノマー</u> |

◎：排水指定物質 ●：地下浸透禁止物質 ○：特定有害物質

※¹ 特定有害物質としては、「六価クロム化合物」を規制する。

※² 特定有害物質としては、「水銀及びその化合物」を規制する。

※³ 「1,2-ジクロロエチレン」＝「シス-1,2-ジクロロエチレン」＋「トランス-1,2-ジクロロエチレン」

2-2 指定事業所の表示板について

条例第6条（表示板の掲示）

表示板を掲示すべき事業所の業種を拡大します。

条例別表の61の項に掲げる作業を行う指定施設のみを設置するものを除き、指定事業所の表示板の掲示を義務化します。

- 表示板の掲示に関する勧告規定を追加します（条例第6条第4項）。
- 表示板の掲示事項は、「指定事業所の名称及び所在地」、「許可年月日及び許可番号」及び「指定事業所に係る公害防止担当部課等及び連絡先」です（施行規則第11条）。

2-3 指定事業所の事業開始等の手続について

条例第7条（事業開始等の届出）

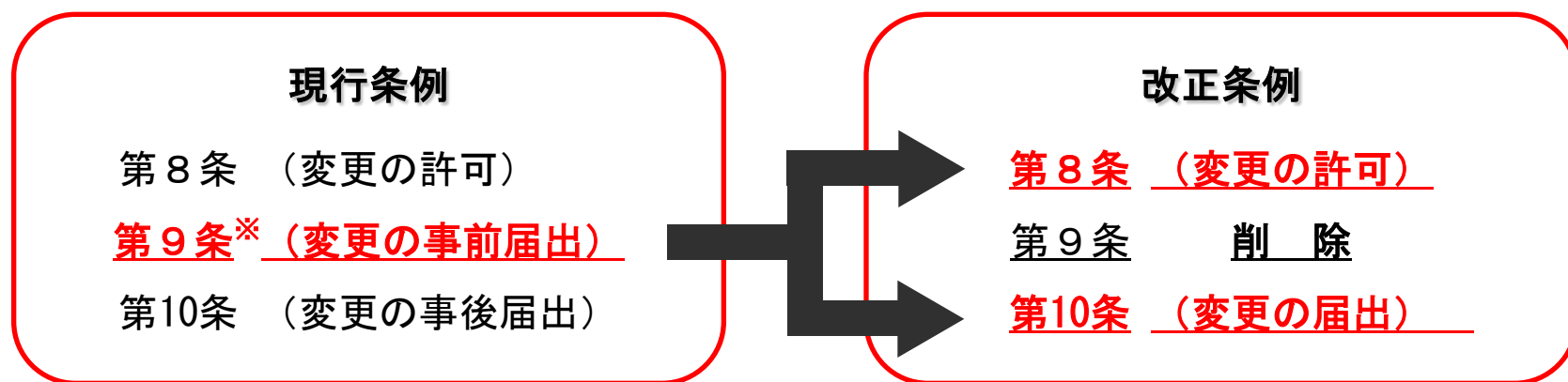
事業開始に加え、全ての工事が完了したときに届出することを新たに規定します。

【指定事業所開始等届出書（第5号様式）の届出パターン】

- i) 指定施設1施設を設置する新規事業所
- ii) 指定施設を複数設置する場合で、それらの工事完了は同時である新規事業所
- iii) 指定施設を複数設置する場合で、それらの工事完了は同時でないが、全ての施設が完成してから事業を開始する新規事業所
 - 「事業開始年月日」及び「工事完了年月日」を記入して届け出てください。
- iv) 指定施設を複数設置する場合で、それらの工事完了は同時でなく、全ての施設が完成する前に一部の指定施設を使用して事業を開始する新規事業所
 - 一部の指定施設の使用を開始したときに「事業開始年月日」を記載して届出をし、全ての指定施設の工事が完了したときに「工事完了年月日」を記入して届け出てください。

2-4 指定事業所の変更手続について

【手続の簡素・合理化について】



※ 現行条例第9条の項目

- | | |
|--------------------------|---|
| (1) 指定事業所の敷地の境界線の変更 | (6) 別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉において焼却する物の種類又は量の変更 |
| (2) 指定施設の構造の変更 | (7) 煙突の構造の変更 |
| (3) 指定施設の配置の変更 | (8) 排水の系統の変更 |
| (4) 指定施設の使用時間の変更 | (9) 排水の排出先の変更 |
| (5) 指定施設に係る燃料の種類又は使用量の変更 | |

2-4 指定事業所の変更手続について

条例第8条（変更の許可）

次の事項に該当する場合は変更前に許可申請が必要です。

◆ 環境管理事業所を除く。

| |
|--|
| (1) 指定作業の追加 |
| (2) 指定施設の設置（形式、規模及び能力が同一である施設と交換して設置する場合を除く。） |
| <u>(3) 指定施設の構造の変更（規模又は能力の変更を伴う場合（指定施設が指定施設に該当しなくなる場合を除く。）に限る。）</u> |
| <u>(4) 指定施設の配置の変更（指定事業所から発生する騒音又は振動が増大する場合に限る。）</u> |
| <u>(5) 指定施設の使用時間の変更（別表第13又は別表第14に定める許容限度のより小さい数値が適用されることとなる場合に限る。）</u> |
| <u>(6) 指定施設に係る燃料の種類又は使用量の変更</u> |
| <u>(7) 別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉において焼却する物の種類又は量の変更</u> |

2-4 指定事業所の変更手続について

- | |
|---|
| (8) 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設において保管する物質の変更 |
| (9) 排煙指定物質、地下浸透禁止物質及び別表第4の2の(1)の表に掲げる物質（炭化水素系特定物質）を含有する原材料又は触媒その他の消耗資材の新たな使用 |
| <u>(10) 排水の系統の変更</u> |
| <u>(11) 排水の排出先の変更（施行規則第18条第1項第1号エに掲げる場合を除く。）</u> |
| (12) 指定作業を行う建物の設置、移設、除去又は規模若しくは構造の変更 |
| (13) 公害の防止のための装置（建物その他の工作物であって公害の防止の用に供するものを含む。）の設置、構造の変更（規模又は能力の変更を伴う場合に限る。）、使用方法の変更、使用の廃止又は除却 |
| <u>(14) 指定事業所の敷地の境界線の変更（指定施設と敷地の境界線までの距離が短くなることにより敷地境界線上での騒音又は振動が増大する場合に限る。）</u> |
| (15) 指定事業所（施行規則第6条の施設を設置するものに限る。）における自動車の出入口の位置の変更（出入口が異なる道路に接することとなる場合に限る。） |

○ 事業者における環境配慮の取組を支援するための「環境配慮書制度（条例第16条及び第17条）」は、一定の役割を果たしたため、各規定を削除することとします。

2-4 指定事業所の変更手続について

条例第10条（変更の届出）

次の事項に該当する場合は変更後30日以内に変更届出が必要です。

◆ 環境管理事業所を除く。

| |
|--|
| (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
| (2) 指定事業所の名称及び所在地 |
| (3) 指定事業所の業種 |
| (4) 指定作業の一部の廃止（指定事業所の廃止に伴う廃止を除く。） |
| (5) 指定施設の使用の廃止又は除却（指定事業所の排水量の変更により 指定施設が指定施設に該当しなくなった場合を含み、指定事業所の廃止に伴う使用の廃止又は除却を除く。） |
| (6) 指定施設の構造の変更（規模又は能力の変更を伴う場合で指定施設が指定施設に該当しなくなったときに限る。） |
| (7) 排水の排出先の変更（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に 規定する公共下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場（以下「終末処理場」という。）を設置している水路への変更（当該変更により指定事業所が指定事業所に該当しなくなった場合を除く。）に限る。） |
| <u>(8) 指定事業所の敷地の境界線の変更（第13条第2項第2号に掲げる場合を除く。）</u> |
| <u>(9) 不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業の方法の変更</u> |

2-5 環境管理事業所の変更手続について

条例第8条（変更の許可）

次の事項に該当する場合は変更前に許可申請が必要です。

- | |
|---|
| (1) <u>別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉において焼却する物の種類又は量の変更</u> |
| (2) <u>指定事業所（生コンクリートプラント※を設置するものに限る。）における自動車の出入口の位置の変更（出入口が異なる道路に接することとなる場合に限る。）</u> |
| (3) <u>指定作業（別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉及び生コンクリートプラント※に係るものに限る。）の追加</u> |
| (4) <u>指定施設（別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉及び生コンクリートプラント※に限る。）の設置</u> |
| (5) <u>指定施設（別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉に限る。）の構造の変更（規模又は能力の変更を伴う場合（指定施設が指定施設に該当しなくなる場合を除く。）に限る。）</u> |
| (6) <u>指定施設（別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉に限る。）に係る燃料の種類又は使用量の変更</u> |
| (7) <u>公害の防止のための装置（建物その他の工作物であって公害の防止の用に供するものを含む。）の設置、構造の変更（規模又は能力の変更を伴う場合に限る。）、使用方法の変更、使用の廃止又は除却（別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉に係るものに限る。）</u> |

○ 環境管理事業所が許可を必要とする公害の防止上特に重要な変更として、廃棄物焼却炉及び生コンクリートプラント※に関する変更のうち上記事項を新たに規定します。

2-5 環境管理事業所の変更手続について

条例第10条（変更の届出）

次の事項に該当する場合は変更後30日以内に変更届出が必要です。

| |
|--|
| (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 |
| (2) 指定事業所の名称及び所在地 |
| (3) 指定事業所の業種 |
| (4) <u>指定作業の追加（第13条第2項第2号に掲げる場合を除く。）</u> |
| (5) <u>指定施設の設置（形式、規模及び能力が同一である施設と交換して設置する場合又は第13条第2項第3号に掲げる場合を除く。）</u> |
| (6) <u>指定施設の構造の変更（第13条第2項第4号に掲げる場合を除き、規模又は能力の変更を伴う場合（指定施設が指定施設に該当しなくなった場合を除く。）に限る。）</u> |
| (7) <u>指定施設に係る燃料の種類又は使用量の変更（第13条第2項第5号に掲げる場合を除く。）</u> |
| (8) <u>排煙指定物質、地下浸透禁止物質及び炭化水素系特定物質を含有する原材料又は触媒その他の消耗資材の新たな使用</u> |
| (9) <u>排水の系統の変更</u> |
| (10) <u>公害の防止のための装置（建物その他の工作物であつて公害の防止の用に供するものを含む。）の設置、構造の変更（規模又は能力の変更を伴う場合に限る。）、使用方法の変更、使用の廃止又は除却（第13条第2項第6号に掲げる場合を除く。）</u> |
| (11) <u>指定事業所の敷地の境界線の変更</u> |

- 変更許可と重複しないよう、変更許可の要件（廃棄物焼却炉及び規則第6条施設に係る変更）は除きます。
- 環境管理事業所は、「指定作業及び指定作業を行うために事業所に配置される施設の概要」等、環境管理事業所の認定事項に係る変更についての届出はこれまでどおり必要です（条例第21条）。

2-6 環境管理事業所の認定

条例第18条（環境管理事業所の認定）

環境管理事業所は、「環境管理・監査」を行い、並びに大気の汚染、水質の汚濁等の防止等生活環境を保全するための取組を総合的かつ継続的に推進している指定事業所で、規則で定める基準に適合するものとします。

○ 環境管理事業所の認定基準（施行規則第25条第1項）

- (1) 指定事業所が、ISO14001に登録されていること。
- (2) 指定事業所において、排煙及び排水の測定がなされており、かつ、その結果が規制基準に適合していること。
- (3) 指定事業所において、事故が発生した場合は、当該事故が発生した日から3年以上経過していること。
- (4) 施設等の構造又は作業の方法の改善、施設等の除却、原材料等の撤去その他の公害を除去するための措置が特に必要な指定事業所であると認められないこと。

2-7 大気汚染の規定に関するもの

条例第26条（住居系地域において禁止される行為）

現行の(1)、(2)に加え、新たに(3)を追加します。

- (1) 獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器、^{けん}腱若しくは羽毛を直接加工して行う皮革、油脂、にかわ、肥料又は飼料の製造
- (2) フィッシュソリュブルを原料とする吸着飼料の製造
- (3) 不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業**

- 「不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業」が住居系地域において禁止される行為に追加されることにより、条例第49条（不飽和ポリエステル樹脂の塗布作業に係る届出）に基づく届出制度を廃止します。

2-7 大気汚染の規定に関するもの

条例第27条（排煙の測定）

排煙の測定結果の記録について、排煙量等の測定頻度が5年に1回のものについては、**保存年限を5年間とする**ことを規定します。

- 従前より、排煙量等の測定結果の記録は、3年間保存することが義務付けられています。この点については、今までどおり変更ありません。
- 測定頻度が5年に1回のものに限り、5年間の保存が義務付けられます。
なお、改正の対象となるものは次のとおりです。
 - ・ ガス発生炉のうち燃料電池用改質器から排出される窒素酸化物等及びばいじん
 - ・ ガス専焼のボイラー（石油製品の製造に用いる一部の施設を除く。）及び冷暖房施設から排出されるばいじん
 - ・ ガスタービン及びガスエンジンから排出されるばいじん

2-8 化学物質の自主管理の推進

条例第44条の2（化学物質の自主的な管理の推進）

化学物質の自主管理の推進について新たに規定します。

事業者は、事業活動を行うに当たり、事業所で製造し、使用し、処理し、排出し、又は保管する化学物質に関する情報の収集及び整理に努めなければなりません。

2-9 屋外燃焼行為の制限

条例第47条（屋外燃焼行為の制限）

屋外における燃焼行為の制限の対象を「事業者」から「何人」へ変更します。

- 何人も、規則で定めるもの[※]を、屋外において燃焼させてはなりません。
ただし、次の燃焼行為については、この限りではありません。
 - (1) 施行規則別表第5の1の廃棄物焼却炉に係る基準に適合する焼却施設を用いる燃焼行為
 - (2) 地域的慣習による催しに伴う燃焼行為その他の規則で定める燃焼行為（規則で定める物の燃焼に限る。）

※ 合成樹脂、ゴム、木材（伐採木及び木の枝を含む。）、油脂類（鉱物油及び有機溶剤を含む。）、布、紙及びこれらを含む物

2-10 石綿排出作業に関するもの

条例第89条、第92～94条（石綿排出作業による大気の汚染の防止）

「石綿排出作業」の定義を変更し、これまで対象としていなかった大気汚染防止法に規定する「特定粉じん排出等作業」に該当するものを含めます。

また、あわせて届出事項等の整理を行いません。

- | |
|---|
| (1) 吹付け石綿が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業 |
| (2) 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。）が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業 |
| (3) 石綿布が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業 |
| (4) 石綿を含有するセメント建材が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業（当該作業の対象となる建築物等の部分における石綿を含有するセメント建材の使用面積の合計が1,000平方メートル以上であるものに限る。） |

○ 「特定粉じん排出等作業」に該当するものは、今までどおり大気汚染防止法の規定に基づく届出が必要です。

2-11 特定低公害車に関するもの

条例第128条（定義）

条例第135条～第137条（第2節 特定低公害車の導入等）

現在、新車として販売される自動車の全てが特定低公害車に相当する状況であることから、低公害車の定義を見直し、一定規模の事業者に課している特定低公害車の導入義務の規定を削除します。

- 九都県市では、低公害車指定制度を設けています。
改正後の低公害車とは、この制度で定める低公害車で市長が指定するものを指します。

（参考）九都県市低公害車指定指針 <http://www.9taiki.jp/lowpollution/pdf/120410sisin.pdf>

2-12 非常時における措置義務等について

条例第149条（非常時の措置）

事故の概要を報告する規定を追加します。

事業所において生じた事故又は車両の事故に伴い、大気汚染、悪臭、又は水質汚濁の原因となる物質で規則で定めるものが放出され、又は発生することによって、公害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、事業者は直ちに市長に通報するとともに、応急措置を実施しなければなりません。また、事故の状況及びとった措置の概要について「非常時応急措置等報告書（第32号様式の2）」により速やかに市長へ報告しなければなりません。

- 大気汚染、悪臭又は水質汚濁の原因となる物質は施行規則別表第17に規定します（施行規則第91条第1項）。
- 大気汚染又は悪臭の原因となる物質については変更ありません。
- 水質汚濁の原因となる物質については、平成23年3月16日付け及び平成24年5月23日付け水質汚濁防止法施行令の改正に伴い、事故時の対応物質として追加された「指定物質」（水質汚濁防止法施行令第3条の3）に合わせて物質を追加します。

2-12 非常時における物質（大気の汚染及び悪臭に係る物質）

| | |
|----|--------------|
| 1 | アクロレイン |
| 2 | アンモニア |
| 3 | 一酸化炭素 |
| 4 | 塩素及び塩化水素 |
| 5 | 黄燐 |
| 6 | カドミウム及びその化合物 |
| 7 | キシレン |
| 8 | クロルスルホン酸 |
| 9 | 五塩化燐 |
| 10 | 三塩化燐 |
| 11 | シアン化合物 |
| 12 | ジクロロメタン |
| 13 | 臭化メチル |
| 14 | 臭素 |
| 15 | 硝酸 |
| 16 | 窒素酸化物 |
| 17 | テトラクロロエチレン |
| 18 | トリクロロエチレン |

| | |
|----|---------------|
| 19 | トルエン |
| 20 | 鉛及びその化合物 |
| 21 | 二酸化硫黄 |
| 22 | 二酸化セレン |
| 23 | ニッケルカルボニル |
| 24 | 二硫化炭素 |
| 25 | ピリジン |
| 26 | フェノール類 |
| 27 | 弗化水素及び弗化珪素 |
| 28 | ベンゼン |
| 29 | ホスゲン |
| 30 | ホルムアルデヒド |
| 31 | メタノール |
| 32 | メルカプタン |
| 33 | 硫化水素 |
| 34 | 硫酸（三酸化硫黄を含む。） |
| 35 | 燐化水素 |

※ 物質の変更はありません。

2-12 非常時における物質（水質の汚濁に係る物質）

| | | | |
|----|---|----|---|
| 1 | 亜鉛及びその化合物 | 30 | チオリン酸0,0-ジエチル-0-(5-フェニル-3-イソキサゾリル) (別名イソキサチオン) |
| 2 | アクリルアミド | 31 | チオリン酸0,0-ジメチル-0-(3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン又はMEP) |
| 3 | アルミニウム及びその化合物 | 32 | チオリン酸S-ベンジル-0,0-ジイソプロピル (別名イプロベンホス又はIBP) |
| 4 | アンチモン及びその化合物 | 33 | 鉄及びその化合物 |
| 5 | アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | 34 | テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又はTPN) |
| 6 | エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート (別名アラニカルブ) | 35 | 銅及びその化合物 |
| 7 | 塩化チオニル | 36 | 鉛及びその化合物 |
| 8 | 塩化ビニルモノマー | 37 | ニッケル及びその化合物 |
| 9 | 塩素酸塩 | 38 | 4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル (別名クロルニトロフェン又はGNP) |
| 10 | 1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン) | 39 | パラ-ジクロロベンゼン |
| 11 | 過酸化水素 | 40 | 砒素及びその化合物 |
| 12 | カドミウム及びその化合物 | 41 | ヒドラジン |
| 13 | クロム及びその化合物 | 42 | ヒドロキシルアミン |
| 14 | クロルピクリン | 43 | フェノール類及びその塩類 |
| 15 | 次亜塩素酸ナトリウム | 44 | ふっ素及びその化合物 |
| 16 | シアン化合物 | 45 | ほう素及びその化合物 |
| 17 | 3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド (別名プロピザミド) | 46 | ホスゲン |
| 18 | 1,3-ジクロロプロペン | 47 | ポリ塩化ビフェニル |
| 19 | 1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン) | 48 | ホルムアルデヒド |
| 20 | シマジン | 49 | マンガン及びその化合物 |
| 21 | ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト (別名オキシデプロホス又はESP) | 50 | N-メチルカルバミン酸2-セカンダリーブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC) |
| 22 | 臭素 | 51 | モリブデン及びその化合物 |
| 23 | 臭素酸塩 | 52 | 有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。) |
| 24 | 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 53 | 油脂類 (鉱物油及び有機溶剤を含む。) |
| 25 | セレン及びその化合物 | 54 | りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル (別名ジクロルボス又はDDVP) |
| 26 | チウラム | 55 | アルカリ性物質 (水素イオン濃度(水素指数)が8.6を超えるものに限る。) |
| 27 | チオベンカルブ | 56 | 酸性物質 (水素イオン濃度(水素指数)が5.8未満のものに限る。) |
| 28 | チオリン酸0,0-ジエチル-0-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン) | | |
| 29 | チオリン酸0,0-ジエチル-0-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジニル) (別名クロルピリホス) | | |

2-13 勧告、罰則に関するもの

条例第6条第4項、第21条第2項、第22条第3項、第50条第2項等（勧告）

市長が、条例の規定に違反している者又はそのおそれがある者に対して、必要な措置をとることを勧告することができる勧告規定として、指定事業所及び環境管理事業所における表示板の掲示、環境管理事業所の変更届出、船舶からの排煙の排出等を新たに追加します。

条例第156条（勧告に従わなかった者の公表）

なお、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、条例第156条に基づき当該勧告を受けた者の氏名、違反の事実を公表することができます。

条例第15章 罰則

土壌汚染対策に関することなどについて、新たに追加します。

3-1 施行規則別表第1 指定作業及び指定施設（追加）

◆ 指定作業の追加

「51の2 汚染土壌の処理の作業」を新たに追加

◆ 指定施設の追加

※「作業の内容」の欄は省略

| | | |
|-------------|----------------------------|---|
| 35 | 飼料又は有機質肥料の製造の作業 | (10) <u>乾燥施設</u> |
| 48 | 40から47までに掲げる作業以外の食料品の製造の作業 | (12) <u>磨砕施設（原動機の定格出力7.5kW以上であるものに限る。）</u> |
| 51 | 資源の再生又は廃棄物の処理の作業 | (24) <u>乾燥施設</u> 、(25) <u>圧縮成形施設</u> 、 (26) <u>発酵施設</u> 、(27) <u>メタン発酵施設</u> |
| <u>51の2</u> | <u>汚染土壌の処理の作業</u> | (1) <u>浄化等処理施設</u> 、(2) <u>セメント製造施設</u> 、 (3) <u>分別等処理施設</u> |

- 「51の2 汚染土壌の処理の作業」の指定施設は、土壌汚染対策法における汚染土壌処理業の汚染土壌処理施設についても、硫黄酸化物、窒素酸化物、炭化水素系特定物質、ばいじん、排煙指定物質等の規制基準が適用され、測定義務も課されます。
- 上記の指定施設を設置している指定事業所は、10月1日以降の申請等において、指定施設の一覧表に記載してください。
- 条例第15条（経過措置）に該当する場合は、指定事業所現況届出書により届出しなければなりません。

3-2 施行規則別表第1 指定作業及び指定施設（範囲の見直し）

◆ 「特定排水施設に限る。」こととする変更

※「作業の内容」の欄は省略

| | | |
|----|--|--|
| 17 | 無機顔料の製造の作業 | (6) 湿式分別施設 |
| 18 | か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業 | (3) 亜硫酸ガス冷却洗浄施設 |
| 19 | 17及び18に掲げる作業以外の無機化学工業製品の製造の作業 | (6) 蒸留施設、(7) 抽出施設、(9) 混合施設、(10) 濃縮施設 |
| 23 | 非鉄金属若しくはその合金の製造又はこれらの鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業 | (7) ろ過施設 |
| 31 | ガラス又はガラス製品の製造の作業 | (3) 洗浄施設 |
| 32 | 陶磁器の製造の作業 | (5) 湿式分別施設、(6) 脱水施設、(7) 成型施設 |
| 33 | 炭素又は黒鉛製品の製造の作業 | (7) 冷却施設 |
| 34 | 29から33までに掲げる作業以外の窯業製品又は土石製品の製造の作業 | (6) 脱水施設、(7) 混合施設（有機質砂壁材の製造の作業に用いられるものに限る。） |
| 38 | 木材の加工又は木製品の製造若しくは加工の作業 | (6) 湯煮施設（蒸煮施設を含む。） |
| 51 | 資源の再生又は廃棄物の処理の作業 | (3) 容器洗浄施設、(11) 金属回収溶解槽 |
| 55 | 車両、航空機その他の機械器具の整備又は修理の作業 | (8) コンテナ洗浄施設（コンテナに関する通関条約第1条又は国際道路運送手帳による担保の下で行う貨物の国際運送に関する通関条約第1条に規定するコンテナの洗浄に係るものに限る。） |

◆ 能力規模要件の変更

| | | |
|----|----------|---|
| 50 | ガスの製造の作業 | ガス発生炉（ <u>燃料電池用改質器にあっては、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。</u> ） |
|----|----------|---|

- 「特定排水施設」とは、地下浸透禁止物質を使用する施設及び排出される水その他の液体が公共用水域に排出されることとなる施設です。
- 条例第13条（許可の失効）に該当する場合は、指定事業所に係る条例第3条第1項の許可は、その効力を失います。条例第8条第1項の許可についても、同様とします。

3-3 施行規則別表第2から第11まで

| | | |
|-------|--------------------|---|
| 別表第2 | 硫黄酸化物の規制基準 | 規制対象を排煙発生施設に限定します。 J I S規格改定により測定方法を改正します。 ※ 硫黄含有率 |
| 別表第4 | 炭化水素系物質の規制基準 | J I S規格改定により測定方法を改正します。 ※ トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン |
| 別表第5 | ばいじんの規制基準 | 指定作業の追加等に伴う規制基準を追加します。 ※ 51の2の指定施設 など |
| 別表第6 | 排煙指定物質の規制基準 | 既設の廃棄物焼却炉に係る塩化水素規制基準を見直します。 ※ 設置年月日に応じた係数の見直し |
| 別表第8 | 粒子状物質の規制規準 | 許容限度の算定に用いる係数を見直します。 ※ 乾燥炉及び直火炉に係る係数 |
| 別表第11 | 公共用水域に排出される排水の規制基準 | 1,4-ジオキサンを追加します。 J I S規格改定により測定方法を改正します。 ※鉛及びその化合物と六価クロム化合物 |

3-4 施行規則別表第12から第17まで

| | | |
|-------|--------------------|---|
| 別表第12 | 公共用水域に排出される排水の規制基準 | 「水質汚濁に係る環境基準について」の改正に伴い、浮遊物質量の付表番号を修正します。 |
| 別表第13 | 騒音の規制基準 | 用途地域等の定義について明確化します。 ※その他の地域についての定義を追加 |
| 別表第14 | 振動の規制基準 | 用途地域等の定義について明確化します。 ※その他の地域についての定義を追加 |
| 別表第15 | 地下水浄化基準 | カドミウムの規制基準を改正します。 1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマーを追加します。 シス-1,2-ジクロロエチレンは、新たにトランス体を含めた「1,2-ジクロロエチレン」を追加します。 |
| 別表第17 | 非常時における物質 | 「特定低公害車の導入割合の算定方法」を削除し、新たに「非常時における物質」を規定します。 |

4 指針の改正概要

| | |
|---|---|
| <p>環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）</p> | <p>揮発性有機化合物の排出量の把握及び機械式駐車場への騒音対策を追加するなどします。</p> |
| <p>環境の保全に係る組織体制の整備に関する指針</p> | <p>事故時等における対応の仕組みの整備として被害拡大防止を追加するなどします。</p> |
| <p>夜間営業に係る外部騒音の防止に関する指針</p> | <p>条例第54条及び第60条において公害が生ずることのないよう努める場合について、指針を準用する形にします。</p> |
| <p>自動車等の排出ガスの抑制に関する指針</p> | <p>適正運転の5項目をエコドライブと表記します。</p> |
| <p>（新規） 土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針</p> | <p>法・条例で規制されない土壤汚染に対して、土地の形質変更や汚染土壤の運搬・処理等における公害発生を防止するよう努力義務を求める指針を追加します。（別紙「資料2」を参照）</p> |
| <p>（新規） 汚染土壤処理業許可申請前対策指針</p> | <p>法に基づく汚染土壤処理業の許可を受けようとする者に対して、生活環境の保全に配慮するとともに、周辺住民の理解を得た円滑な事業の実施を促すことを目的とする指針を追加します。（別紙「資料2」を参照）</p> |

5 指導基準等の改正概要

| | |
|---------------------------------|---|
| 石綿排出作業による大気の汚染の防止に関する指導基準 | 石綿排出作業の定義の変更に伴い、内容を見直すとともに、事前調査などの事項を追加します。 |
| 焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策指導基準 | 焼却施設の解体工事において、現場周辺で横浜市が大気環境モニタリングを行う旨の規定を削除します。 |
| 屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止に関する指導基準 | 別表の「公害が生じていると認められる基準」に基準値「EXPL」の算出方法の説明を記載します。 |
| 二酸化炭素排出量の算定方法 | 自動車の燃費値について、最新の測定モードに改めます。 |
| 環境保全協定の締結の手続きに関する実施細目 | 「横浜市環境影響評価条例」の改正と「横浜市開発事業等の計画の立案に係る環境面からの調整等に関する要綱」の廃止に伴い、環境保全協定の申入れ対象者及び申入れ時期を修正するなどします。 |

- 横浜市建築物環境性能表示基準は平成23年12月に一部改正し、平成24年4月に施行されています。

6-1 改正後の様式

【様式について】

一部の規則及び細則で定めた申請及び届出等の様式について変更があります。

現行の様式は**9月30日まで**の申請・届出となります。

10月1日以降は改正後の様式により申請・届出をしてください。

- 旧様式は9月30日まで、
新様式は9月下旬（予定）より 環境管理課のホームページよりダウンロードできます。

（アドレス：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/youshiki/seikatsu.html>）

6-2 改正後の設置許可手続について

【指定事業所の設置許可手続】

次の書類を正副2部提出します。

| | | |
|--------------|---------|------|
| 指定事業所設置許可申請書 | (第1号様式) | 改正あり |
| 指定事業所概要書 | (第2号様式) | 改正あり |
| 公害防止方法概要書 | (第3号様式) | 改正あり |

- 記載内容の一部変更があります。
- 標準処理期間35日間については変更はありません。



6-3 改正後の変更許可手続について

【指定事業所の変更許可手続】

次の書類を正副2部提出します。

| | | |
|-----------------|---------|------|
| 指定事業所に係る変更許可申請書 | (第6号様式) | 改正あり |
| 指定事業所に係る変更概要書 | (第7号様式) | 改正あり |
| 公害防止方法変更概要書 | (第8号様式) | 改正あり |

- 現行条例第9条の削除により、記載内容の一部変更があります。
- 指定施設の設置状況の記載が必要となります(第6号様式の一部)。
- 標準処理期間35日間については変更はありません。



6-4 改正後の変更手続について

【指定事業所の変更届出手続】

次の書類を正副2部提出します。

| | |
|-----------------------|------|
| 指定事業所に係る変更届出書（第13号様式） | 改正あり |
| 指定事業所に係る変更概要書（第7号様式） | 改正あり |
| 公害防止方法変更概要書（第8号様式） | 改正あり |

- 現行条例第9条の削除により、記載内容の一部変更があります。
- 氏名、住所、業種変更については、第7号様式及び第8号様式の提出は不要です。
- 環境管理事業所が条例第10条に基づき変更を届出する場合で、公害の防止の方法を変更することとならないときは、第8号様式の提出を省略することができます。
- 届出は変更の日から30日以内とすることについては変更ありません。



6-5 その他の主な手続について

【その他の届出（一部を紹介）】

- 環境管理事業所の認定申請の届出に、申請者が条例第19条に掲げる欠格事由に該当しないことを誓約する「誓約書（第17号様式の2）」の添付が必要となります。
- 「非常時応急措置等報告書（第32号様式の2）」を新たに規定します。
- 条例第15条の経過措置により指定事業所となった場合は、指定事業所となった日から起算して3月以内に「指定事業所現況届出書（第16号様式）」により届け出る必要があります。

7 改正に関するご案内

✚ 施行規則、指針及び指導基準の改正に関するご案内

- 公布及び告示は9月です（9月25日発行横浜市報の予定）。
5月に実施した意見公募手続の結果については、同時期に公表します。
- 改正事項について一部の規制基準については経過措置を設けることを検討しています。

✚ 規程集の発行

- 改正後に発行します。

✚ お知らせ、新旧対照表など

- 施行規則の公布等のお知らせ、新旧対照表は、ホームページに掲載します。
なお、条例の新旧対照表についてはすでに掲載してあります。
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kaihatsu/kisei/jourei/>)

ご清聴ありがとうございました。

【問合せ先】

横浜市環境創造局環境保全部環境管理課

TEL:045-671-2733 FAX : 045-681-2790

e-mail : ks-kankyokanri@city.yokohama.jp

横浜市生活環境の保全等に関する条例所管窓口の一覧

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kaihatsu/kisei/jourei/tetsuduki.html>

